

岩手県告示第147号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成27年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
久慈市漁業協同組合	久慈市長内町第42地割6番地	平成27年2月9日
株式会社中省商店	久慈市十八日町二丁目7番地	”